

議第142号

呉市斎場条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市斎場条例の一部を改正する条例

呉市斎場条例（昭和26年呉市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(設置) 第1条 斎場を次のとおり設置する。		(設置) 第1条 斎場を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
呉市斎場	呉市焼山町字鍋土 <u>7 2 3</u> 番地	呉市斎場	呉市焼山町字鍋土 <u>1 0 7</u> <u>2 3</u> 番地の <u>2 4</u>
呉市下蒲 刈火葬場	呉市下蒲刈町下島 <u>8 1 7</u> 番地の <u>1 1</u>	呉市下蒲 刈火葬場	呉市下蒲刈町下島 <u>1 0 8</u> <u>1 7</u> 番地の <u>1 1</u>
略		略	
呉市東部 火葬場	呉市安浦町大字安登字寒 風 <u>1 0 1 8</u> 番地の <u>1</u>	呉市東部 火葬場	呉市安浦町大字安登字寒 風 <u>1 1 0 1 8</u> 番地の <u>1</u>
呉市極楽 苑	呉市豊浜町大字豊島字外 の浦 <u>2 0 0 4</u> 番地の <u>4</u>	呉市極楽 苑	呉市豊浜町大字豊島字外 の浦 <u>1 2 0 0 4</u> 番地の <u>4</u>
略		略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更に伴い、  
所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。